

就労系サービスの基本報酬算定について

福井県障がい福祉課 自立支援G

就労移行支援・就労定着支援における報酬等について

【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

【現行】

前年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

【見直し後】

※定員20人以下の場合の単位

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数 + 前々年度の利用定員数

- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】583単位/回（新設）

（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】579単位/回（新設）

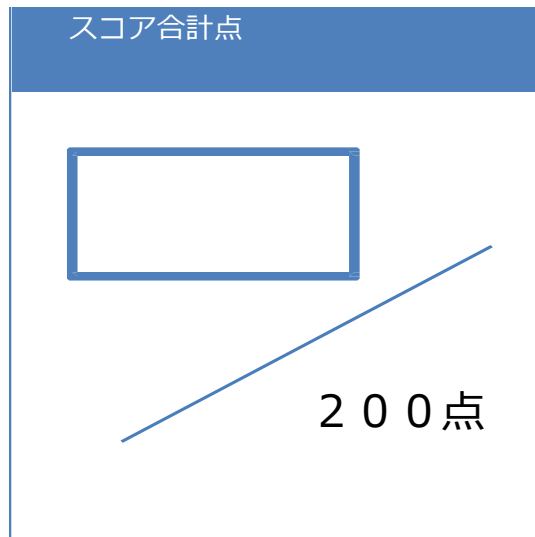
（1月につき1回かつ1年につき4回を限度）

※ 令和4年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度（令和3年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）による評価を行う

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

※ 令和4年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」に（令和3年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援 A 型の基本報酬等について

I 労働時間

(評価要素)

・ 1 日の平均労働時間

1 日の平均労働時間の
状況

(評価の視点)

「1 日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1 日の平均労働時間」により評価。

(評価方法)

前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における 1 日当たりの平均労働時間数によって 8 段階の評価。

7 時間以上	: 80 点	4 時間以上 4 時間 30 分未満	: 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: 70 点	3 時間以上 4 時間未満	: 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: 55 点	2 時間以上 3 時間未満	: 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: 45 点	2 時間未満	: 5 点

就労継続支援 A 型の基本報酬等について

Ⅱ 生産活動

(評価要素)

- ・ 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況

生産活動収支の状況

(評価の視点)

生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。

(評価方法)

前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。

- 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40 点
- 前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25 点
- 前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20 点
- 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5 点

就労継続支援 A 型の基本報酬等について

Ⅲ 多様な働き方

(評価要素)

- ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項
- ② 当該就労継続支援 A 型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）としての登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項
- ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項
- ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項
- ⑤ 1 日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項
- ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項
- ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項
- ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項

多様な働き方に係る 制度整備及び実施状 況

(評価の視点)

利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。

(評価方法)

任意の 5 項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該 5 項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を 2（実績がない場合は 1）として評価（最大 10）した上で、その合計に応じて以下 3 段階の評価。

8 以上の場合：35 点 6 又は 7 の場合：25 点 1 以上 5 以下の場合：15 点

就労継続支援 A 型の基本報酬等について

IV 支援力向上

安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組

(評価要素)

- ① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況
- ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況
- ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況
- ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況
- ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況
- ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況
- ⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況
- ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況

(評価の視点)

職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。

(評価方法)

任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各0～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。

8 以上の場合：35 点 6 又は 7 の場合：25 点 1 以上 5 以下の場合：15 点

就労継続支援 A 型の基本報酬等について

V 地域連携活動

地域連携活動の実施状況

(評価要素)

- ・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無
- ・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組

(評価の視点)

事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価。

(評価方法)

前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。

1 事例以上ある場合 : 10 点

就労継続支援 B 型の基本報酬等について

基本報酬の報酬体系の類型化

● 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位



● 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5 : 1の場合の単位



【地域協働加算】（新設）30単位/日

利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）100単位/月

就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

「利用者の就労や生産活動等への参加等」

をもって一律に評価する報酬体系



地域協働加算（新設）

ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

令和5年度における就労系サービスの基本報酬算定について

令和5年度の基本報酬の算定に当たっては、5月に感染症法上の位置づけの変更が見込まれるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県・指定都市・中核市に提出することとする。

[なお、本特例については、令和5年度をもって終了とする。]

サービス	実績算出の考え方	令和4年度の実績	令和5年度の実績(案)
就労移行支援	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)	① <u>令和3年度及び令和4年度</u> (通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和元年度、令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)(特例)	① <u>令和2年度、令和3年度及び令和4年度</u> (通常) ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)(特例)
就労継続支援A型	5つの評価項目ごとに、主に前年度の実績に応じて評価	[労働時間] ① 令和3年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) [生産活動] ① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例) ※それ以外の項目は、令和3年度実績で評価	[労働時間] ① <u>令和4年度</u> (通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) [生産活動] ① <u>令和3年度及び令和4年度</u> (通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例) ※それ以外の項目は、 <u>令和4年度</u> 実績で評価
就労継続支援B型(工賃型)	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価	① 令和3年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① <u>令和4年度</u> (通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合